（別紙１）

**訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定**

**老人訪問看護又は指定居宅サービス（介護保険法第８条第４**

**項に規定する訪問看護に限る。）若しくは指定介護予防サー**

**ビス（介護保険法第８条の２第４項に規定する介護予防訪問**

**看護に限る。）従事する職員の定数**

|  |  |
| --- | --- |
| 職　　　　　　　種 | 定　　　　　　　　　数 |
|  |  |

（備考）　職員の定数は、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士等の職種ごとに記載  
すること。